W５５	館山湾及付近 （分図）館山港	1／23,000 1／12,000	（館山湾及付近） 法第１条第２項の政令で定め界
W６６	京浜港横浜	1／11,000	法第29条の２第１項の海域

」を

る境

」に改める。

表W七三、W七七及びJP七七の項中

法第１条第２項の政令で定める境界	を	（鳥羽港付近） 法第１条第２項界
法第１条第２項の政令で定める境界		（紀伊水道及付 法第１条第２項界
法第１条第２項の政令で定める境界		（KII　SUIDO 法第１条第２項界

の政令で定める境

近）
の政令で定める境

AND　APPROACHES）
の政令で定める境

」に改める。

表W九一及びJP九一の項中「法第29条の２第１項の海域」を「航路、法第５条の航路の区間、浦賀水道航路の中央、法第29条の２第１項の海域」に改め、表JP九一の項の次に次のよう加える。

W９７	由良港及比井湾	1／20,000	法第１条第２項の政令で定める境界
W１００A	瀬戸内海東部	1／250,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路
W１００B	瀬戸内海西部	1／250,000	法第１条第２項の政令で定める境界、航路

表W一四一の項中

航路、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域	を	（安芸灘及付近） 航路、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域

」に改める。

表W一五〇A及びJP一五〇Aの項中

航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域	を	（大阪湾） 航路、明石海峡 25条第２項の経 第１項の海域 （(分図)友ヶ島 法第25条第２項
航路、明石海峡航路の中央、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域		（OSAKA WAN） 航路、明石海峡 25条第２項の経 第１項の海域 （PLAN:TOMOGAS 法第25条第２項

航路の中央、法第
路、法第29条の２

水道）
の経路

航路の中央、法第
路、法第29条の２

HIMA SUIDO）
の経路

」に改める。

表W一五〇Bの項中「法第25条第２項の経路」を「航路、明石海峡航路の中央、備讃瀬戸東航路の中央、法第25条第２項の経路」に改める。

表JP一五〇Cの項の次に次のように加える。

W１５１	豊後水道	1／125,000	法第１条第２項の政令で定める境界
JP１５１	BUNGO SUIDO	1／125,000	法第１条第２項の政令で定める境界

表W一五四及びW一六四の項中

航路、法第25条第２項の経路、法第29条の２第１項の海域	を	（宇野港及付近） 航路、法第29条の２
法第25条第２項の経路		（松山港至長浜港） 法第25条第２項の経

第１項の海域

路

」に改める。

表W一〇五四の項中「1／50,000」を「1／15,000」に改める。

表W一〇六七及びJP一〇六七の項中「、法第25条第２項の経路」を削り、表JP一〇六七の項の次に次のように加える。

W１０７４	豊浜港、師崎港 豊浜港 師崎港	 1／7,000 1／5,000	（師崎港） 法第１条第２項の政令で定める境界

表W一〇八一及びJP一〇八一の項中「浦賀水道航路の中央」の次に「、法第25条第２項の経路」を加える。